

資料2 子ども・子育て支援新制度の概要

2. 子ども・子育て支援新制度のポイント の追加資料

— 幼児期の学校教育・保育について —

新制度の主なポイント

- 結婚・出産・子育ての希望が叶わない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 都市部における深刻な待機児童問題

質の高い幼児期の学校教育，保育を総合的に提供	保育の量的拡大・確保教育・保育の質的改善	地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
認定こども園制度の改善	新たな給付制度の創設等	地域子ども・子育て支援事業

○市町村が実施主体

市町村は地域の実情に基づき計画を策定，給付・事業を実施

○社会全体による費用負担

消費税率の引き上げによる，国及び地方の恒久財源の確保を前提

○子ども・子育て会議の設置

当事者が子育て支援の施策検討に参画・関与できる仕組みとして，市町村に合議制機関の子ども・子育て会議を設置

新制度の3つの施策の概要

<p>認定こども園制度の改善</p> <p>幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及</p>	<p>新たな給付制度の創設等</p> <p>認定こども園, 保育所等の計画的整備 多様な保育形態の充実</p>	<p>地域子ども・子育て支援事業</p> <p>全ての家庭を対象とした, 地域ニーズに応じた多様な子育て支援の充実</p>
<p>○幼保連携型認定こども園 【現行制度】</p> <p>幼稚園と保育所で構成され, 幼稚園は学校として, 保育所は児童福祉施設として, 認可・指導監督を受け, 別々に管理運営</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【新制度】</p> <p>単一の施設(学校及び児童福祉施設)として, 認可・指導監督を受け, 学校教育及び保育を一体的に提供する</p>	<p>○施設型給付(認定こども園, 幼稚園, 保育園)及び地域型保育給付(小規模保育等)の創設⇒小規模保育等へも国の財政措置を行う</p> <p>○保育所認可制度の改善(原則として客観的基準を満たす場合には, 供給過剰による需給調整が必要な場合を除き, 認可する)</p> <p>○保育の必要性等を認定する仕組み(認定後に施設等への利用申請を行う)</p>	<p>○利用者支援(新事業)</p> <p>○地域子育て支援拠点事業, 一時預かり事業, ファミリー・サポート・センター事業, 病児・病後児保育事業, 延長保育事業</p> <p>○妊婦健診, 乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>○放課後児童クラブ など</p>

新制度の全体像

◎新制度における子ども・子育て支援の取組は、「給付」と「事業」で構成される

子ども・子育て支援給付

施設型給付

認定こども園
幼稚園
保育所

教育・保育施設

地域型保育給付

小規模保育
家庭的保育
居宅訪問型保育
事業所内保育

地域型保育事業

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援 <新規>

子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で、相談に応じ、情報提供などを行う事業

②地域子育て支援拠点事業

③一時預かり事業

④ファミリー・サポート・センター事業

⑤病児・病後児保育事業

⑥妊婦健診

⑦乳児家庭全戸訪問事業

⑧養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

⑨子育て短期支援事業

⑩延長保育事業

⑪放課後児童クラブ

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 <新規>

⑬多様な主体の参入促進のための事業 <新規>

子どもや子育て家庭の状況に応じた支援

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭

学校教育
+
子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用する家庭

学校教育+保育
+子育て支援
(+放課後児童クラブ)

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用する家庭

保育
+
子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭

子育て支援

需要の調査・把握

子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子ども・子育て支援給付

地域子ども・子育て支援事業

給付の対象となる施設・事業

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※認可・指導監督の一本化など制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

地域型保育給付 0～2歳

小規模保育

■定員6～19人

家庭的保育

■家庭的保育者の居宅等において保育を行う
■定員5人以下

居宅訪問型保育

■子どもの居宅において家庭的保育者が保育を行う

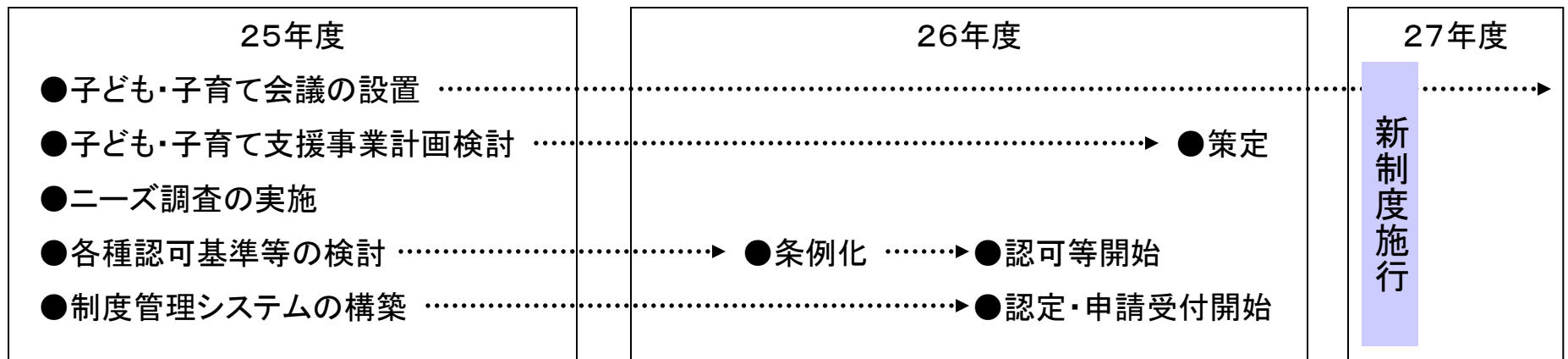
事業所内保育

■主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

子ども・子育て会議における審議事項

	認定こども園制度の改善	新たな給付制度の創設等	地域子ども・子育て支援事業
子ども・子育て会議	<p>「子ども・子育て支援事業計画」の策定, 見直し, 点検・評価 教育・保育(教育・保育施設や地域型保育事業等), 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「提供体制の確保の内容及びその実施時期」など</p>		
	<p>教育・保育施設, 地域型保育事業の利用定員の設定</p>		

新制度施行までのスケジュール



■ 平成27年4月施行の予定（消費増税の時期と連動）

■ 施行に必要な準備（子ども・子育て会議の設置，子ども・子育て支援事業計画の策定，各種基準等の条例化など）は，施行前に順次進めておく必要がある。

■ 子ども・子育て支援事業計画のうち，「量の見込み」「確保方策」は，平成26年9月頃までにとりまとめる必要がある。

■ 平成27年4月から事業を開始する教育・保育施設，地域型保育事業の認可手続きや保育の必要性の認定手続きなどは，平成26年後半から着手する必要がある。

3. 子ども・子育て支援事業計画 の追加資料

◆基本的記載事項

○教育・保育提供区域の設定 ⇒ 資料4

幼児期（0～5歳）の学校教育・保育の〔量の見込み（必要利用定員総数）〕、〔確保の内容・実施時期〕を設定する単位として、
地域の実情に応じて区域を設定

○幼児期（0～5歳）の学校教育・保育の〔量の見込み（必要利用定員総数）〕、〔確保の内容・実施時期〕

（イメージ）

		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人			30人			50人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

○幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進

保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携